

薩摩川内市小規模校入学特別認可制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則（平成16年薩摩川内市教育委員会規則第10号）第4条第4号の規定に基づき、市内に住所を有する者で、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした学習を希望する児童及び保護者に対し、特別に入学又は転入学を認め、児童の心身の健康増進と豊かな人間性を培うとともに小規模校の活性化を図ることを目的として、薩摩川内市小規模校入学特別認可制度（以下「特認校制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の基準）

第2条 特認校制度の指定は、本土圏域で複式学級の小規模校を基準とし、学校長及び地域からの要請に基づき、薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するものとする。

（指定校及び所在地）

第3条 指定校及び所在地は、次のとおりとする。

指 定 校	所 在 地
平佐東小学校	薩摩川内市中村町7401番地
峰山小学校	薩摩川内市高江町526番地1
八幡小学校	薩摩川内市田海町3683番地1
城上小学校	薩摩川内市城上町4525番地1

（入学等の条件）

第4条 指定校に入学又は転入学（以下「入学等」という。）を希望する児童及び保護者は、次の条件を満たすものとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

（1）児童

- ア 薩摩川内市内に居住すること。
- イ 原則として1年以上通年通学すること。
- ウ 原則として自力通学できること（路線バス通学及び保護者の送迎を含む。）。
- エ 通学時間が片道1時間以内であること。
- オ 入学等することにより、入学すべき学校又は現在在学している学校の学級減を生じないこと。

（2）保護者

- ア 児童の登下校の安全の確保並びに学校の教育活動及びPTA活動への協力ができること。
- イ 児童が住所を有する自治会の子ども会等へ参加し、協力ができること。

（申込み）

第5条 指定校に入学等を希望する児童の保護者（以下「申込者」という。）は、小規模校入学特別認可制度入学・転入学申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、速やかに内容等を審査し、審査結果を小規模校入学特別認可制度入学・転入学決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(取消し)

第7条 教育委員会は、入学等を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入学等を取り消すことができる。

(1) 申込みの事実と異なっていた場合

(2) 特認校制度の趣旨に合わず、学校教育活動に支障が生じた場合

(庶務)

第8条 特認校制度についての庶務は、教育委員会学校教育課で行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、特認校制度の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の規定に基づく入学等に関し必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

年 月 日

薩摩川内市教育委員会 様

申 込 者 氏 名
(保護者名)

小規模校入学特別認可制度入学・転入学申込書

私は特認校制度の趣旨を理解して、下記により、薩摩川内市立 小学校
新 学年の入学・転学を申し込みます。

記

指 定 学 校 名	薩摩川内市立 学校	学 年	新 学年
現 住 所	〒 ー 薩摩川内市 町		
ふ り が な 児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
保 護 者 氏 名		児 童 と の 関 係	
連 絡 先	電話番号 ()		
申 込 理 由			
通 学 方 法	1 徒歩 2 保護者送迎 3 路線バス 4 その他 ()		
希 望 期 間	年 月 日～ 年 3 月 3 1 日まで ・ 卒業まで		
次の条件を承諾した上で申し込みます。 1 審査の結果、入学・転学が認められなかった場合は、異議は申し立てません。 2 入学・転学が認められた場合は、希望する学校での地域活動や P T A 活動に参加・協力するとともに、居住している地域の子ども会活動や自治会活動へも参加・協力します。			

年 月 日

様

薩摩川内市教育委員会

小規模校入学特別認可制度入学・転入学決定通知書

- 1 許可する。 薩摩川内市立 学校 新 学年
- 2 許可しません。
理由

現 住 所	薩摩川内市 町
ふ り が な 児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日